

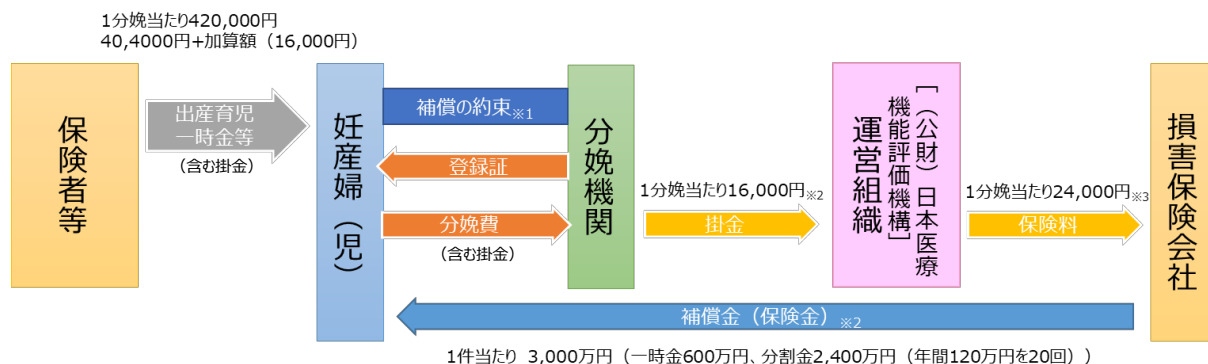
産科医療補償制度の周知について

公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度について

- 産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に2009年1月に創設された制度です。
- 本制度の加入分娩機関でお産し、所定の要件を満たした場合に補償対象と認定され準備一時金と補償分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われます。
- また、本制度運営の財源は保険者からの出産育児一時金の中から賄われており、運営は、(公財)日本医療機能評価機構が行っています。

<補償の機能>

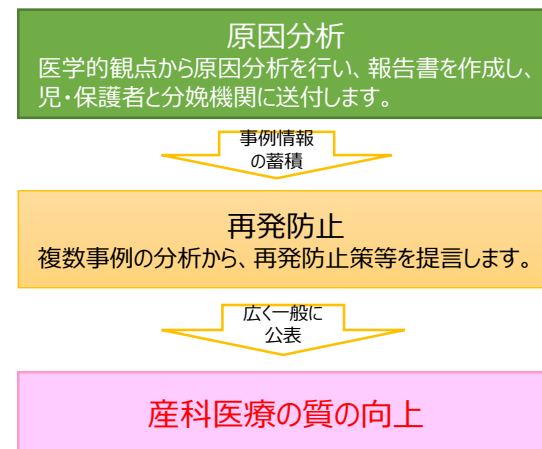


※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償を約束

※2：2015年以前は30,000円 ※3：2015年以前は29,900円

※4：運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が加入分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われる

<原因分析・再発防止の機能>



2015年1月以降 (現在)	
補償対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺 ● 出生体重1,400 g 以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上で所定の要件に該当する場合 ● 身体障害者等級1・2級相当の重症者 ● 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
補償金額	3,000万円(一時金：600万円＋分割金 総額：2,400万円 (年間120万円を20回))
補償申請期間	補償申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで
掛金	1分娩当たり 24,000円
審査・原因分析 再発防止の取り組み	審査：補償対象か否かを審査 原因分析：医学的観点から原因分析を行い、その結果を分娩機関と児・保護者にフィードバック 再発防止：再発防止および産科医療の質の向上に向け、原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積分析し、これらの情報を国民や分娩機関、関係学会等に広く公開

産科医療補償制度の周知について

産科医療補償制度の申請期限

- 2015年に本制度の補償対象となる脳性麻痺の基準等の見直しが行われ、これに伴い出生体重や在胎週数、低酸素状況の要件が広がりました。この新しい基準が適用される2015年以降に生まれた児が2020年より順次補償申請期限を迎えることとなります。
- 本制度の申請期限は児の満5歳の誕生日までであり、補償対象と考えられる児が期限を過ぎたために補償を受けられない事態が生じないよう関係学会・団体、自治体等への周知に取り組んでいます。

【児の出生年と補償申請期限の関係】

児の出生年	2015年	2016年	2017年	2018年
補償申請期限	2020年の満5歳の誕生日までの	2021年の満5歳の誕生日までの	2022年の満5歳の誕生日までの	2023年の満5歳の誕生日までの

周知のご協力をお願い

- 具体的には、市区町村の障害者手帳申請窓口のほか、産科医療関係者をはじめ小児科医、小児神経科医、リハビリテーション科医などの医療関係者、脳性麻痺児に関わる機会の多い福祉関係者、および脳性麻痺児が入通所する施設などに、補償対象となる範囲や補償申請期限等に関するチラシ【別紙2】・ポスターを配布するとともに、「補償対象に関する参考事例集」を紹介するなど、補償申請の促進に向けた取組みを行っています。
- 今後も本制度、特に補償申請期限について、市区町村の障害者手帳申請窓口等において、「重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ 産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです」【別紙3】のチラシ・ポスターを活用するなどにより、引き続き周知いただくようお願いします。

【別紙1】「産科医療補償制度の普及・啓発に関する周知依頼について」（平成25年2月厚生労働省医政局総務課事務連絡）

補償対象と考えられる児がおられましたら、本制度専用コールセンター（0120-330-637）を保護者へご案内くださいますようお願いいたします。補償申請については、本制度ホームページに掲載しています。

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/application/sphere.html>

制度周知に関する市区町村の取組事例(チラシの配布)

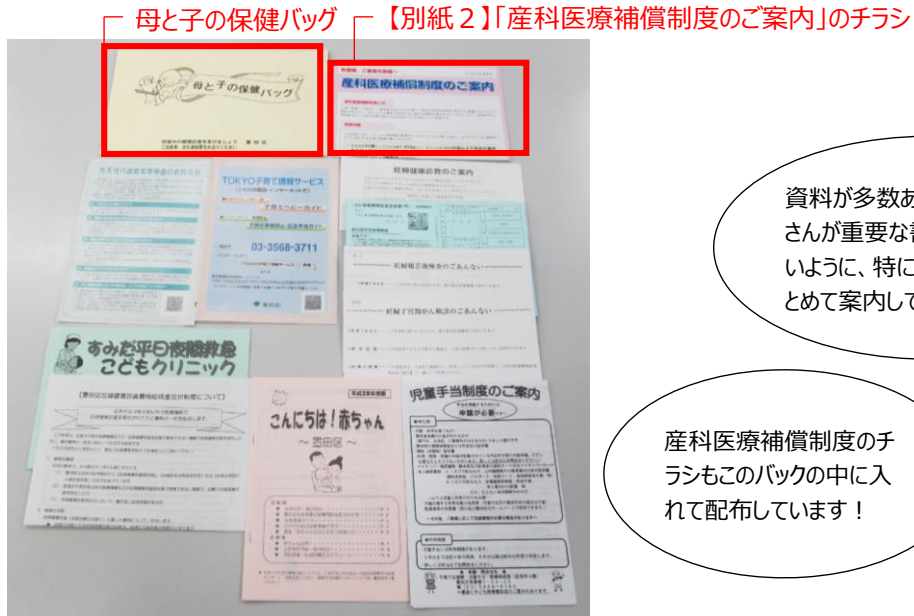
産科医療補償制度ニュース第4号(2017年4月1日発行)より抜粋

取組事例①(母子健康手帳配布時の工夫)

本制度の周知について、東京都墨田区役所様が取組まれている事例をご紹介します。



- 妊娠届を提出した妊婦に「母子健康手帳」をお渡しする際、特に詳しく説明する資料を「母と子の保健バッグ」に入れて配布しています。



資料が多数あるため、妊産婦さんが重要な書類を見逃さないように、特に重要な書類をまとめて案内しています。

産科医療補償制度のチラシもこのバッグの中に入れて配布しています!



区役所の担当者

取組事例②(訪問看護師に対する本制度の周知)

- 「墨田区訪問看護ステーション連絡会」において、在宅の脳性麻痺児と接する機会がある訪問看護師を対象に、『産科医療補償制度』に関する説明を行いました。

連絡会でチラシなどを用いた説明を受けたことで、産科医療補償制度について、理解が深まりました。



訪問看護ステーションの看護師

訪問時に制度の専用コールセンターも紹介するようにしています。



チラシ等が追加で必要な場合は、本制度コールセンターまでお問い合わせください。(随時無料にて送付)

取組事例①本制度の概要を直接掲載しているホームページ

(愛知県豊橋市)

産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

この制度は2009年に創設され、公益財団法人日本医療機能評価機構により運営されています。

補償内容

補償金

補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われます。

補償の対象

次の(1)～(3)の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。
なお、お子様の出生年によって基準が一部異なります。

(1)	2014年12月31日までに出生したお子様の場合 在胎週数33週以上で出生体重2,000グラム以上、または在胎週数28週以上で所定の要件	2015年1月1日以降に出生したお子様の場合 在胎週数32週以上で出生体重1,400グラム以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
(2)	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ	
(3)	身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ	

(備考) 生後6か月未満で亡くなった場合は、補償対象となりません。

補償申請できる期間

補償申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。
(ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6か月から補償申請可能です。)

その他ご案内

詳細については、運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構の産科医療補償制度ホームページを参照いただくか、お産した分娩機関または下記専用コールセンターにお問い合わせください。

○ 産科医療補償制度 (外部リンク)



補償内容や補償申請可能な期間など、重要な情報が一覧でわかります。このページを読めば「制度の概要」がつかめます。

公的な性格が強い制度なので、自治体のホームページに掲載しても違和感なく、馴染みました。



自治体の担当者

取組事例②本制度のチラシ等を添付しているホームページ

(富山県富山市)

産科医療補償制度について

産科医療補償制度は、分娩に関連し発症した重度脳性麻痺児とそのご家族の経済的負担を速やかに補償するものです。本制度の補償申請期限はお子様の満5歳の誕生日までとなっております。

※詳細は下記問い合わせ先にご照会いただくか、産科医療保障制度ホームページをご参照ください。

関連ファイル
脳性まひのお子様とご家族の皆様へ (1,711kbyte)

関連リンク
産科医療補償制度ホームページ(外部リンク)



ホームページ上のスペースが取れない場合は添付ファイルやリンクを活用する方法もあります。

【別紙3】「重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ 産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです」

ホームページ掲載のひな型は、運営組織にてご用意しております。ご入用の場合は本制度コールセンターまでお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)